

草津市地域公共交通計画の策定について

1. 策定の主旨・背景

「将来的な人口減少を見据えた持続可能なまちづくりの実現を目指すため、自家用車利用を前提とした拡散型の都市構造から、公共交通等の移動手段を使って歩いて暮らせるコンパクトな都市構造へ転換を図る」ことを目的に、平成30年度に「草津市地域公共交通網形成計画」を策定し、「市民（地域）・交通事業者・行政が連携、協働してつくる公共交通ネットワーク」を基本方針に置き、3つの基本施策と具体的に取り組む個別施策を設定し、各施策に取り組んできた。

令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正に伴い、「地域公共交通網形成計画」は「地域公共交通計画」と名称変更され、鉄道や路線バス等の公共交通を中心に地域の多様な輸送資源を総動員する交通計画の策定が努力義務化されたことから、令和6年度（令和6年9月）まで経過措置の適用により、「地域公共交通計画」とみなされるが、令和7年度（令和6年10月）事業分から国のフィーダー補助金の交付を受けるためには、令和5年度中に「地域公共交通計画」を作成する必要がある。

このことから、本市の地域公共交通を取り巻く諸課題に市民（地域）・交通事業者・行政が一体となって対応していくために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた本市の公共交通のあり方を示す「草津市地域公共交通計画」を新たに策定する。

2. 計画期間

令和6年度から令和15年度の10年間

3. 策定にあたっての視点

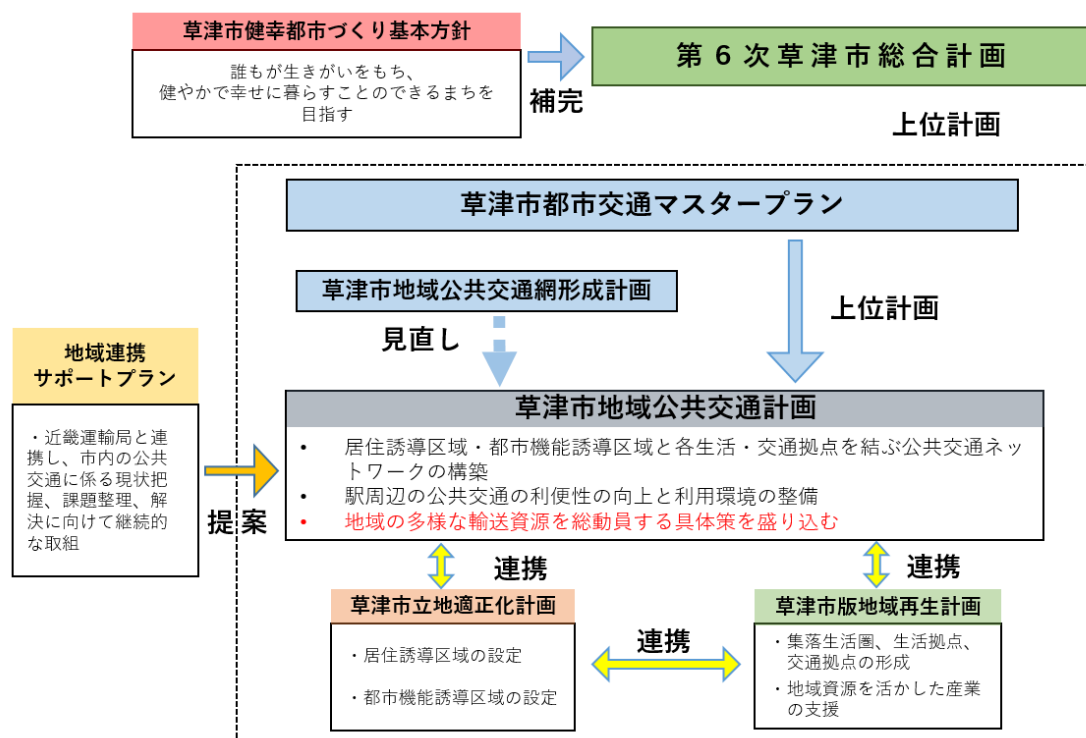
（1）根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

（2）地域公共交通計画と地域公共交通網形成計画の違い

法令内容	地域公共交通計画	地域公共交通網形成計画
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの確保・充実に加え、<u>ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善・充実</u> <u>地域の輸送資源を総動員する具体策の盛り込み</u> 	<ul style="list-style-type: none"> バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による作成を法的に<u>努力義務化</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による作成が<u>可能</u>
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な目標の設定や<u>毎年度の評価などの仕組みを制度化</u> 定量的なデータに基づく<u>PDC Aの取組を強化</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り具体的な数値指標を明示 原則、計画見直し時に達成状況を評価

(3) 上位計画・他部局の関連計画との整合



(4) 地域公共交通計画の内容

■ 基本的事項

- ① 地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 計画の区域
- ③ 計画の目標
- ④ 目標を達成するために行う事業・実施主体
- ⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他必要と認める事項

■ 努力事項

- ① 事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

4. 策定に向けた体制

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に基づく協議会

■ 草津市地域公共交通活性化再生協議会（構成員：29人）

- 会長 ・立命館大学 名誉教授
 委員 ・学識経験者
 ・国、県、警察、関係団体（商業・工業・中活・観光・NPO）、
 ・交通事業者（JR・バス・タクシー、運転者団体）
 ・住民・旅客（障害者・高齢者・市民）、関係部長

5. 市民参加の手法

市民アンケート調査、動態調査、ワークショップ、パブリックコメント

6. スケジュール

別紙のとおり